

Title	アメリカにおける「他州扶養料判決」の執行
Sub Title	Enforcement of 'foreign alimony judgement' in the United States
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.12 (1960. 12) ,p.143- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法學部法律學科開設七十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601215-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカにおける「他州扶養料判決」の執行

平

良

問題の提出

- 一 他州判決の執行
- 二 扶養料判決の執行
- 三 扶養料判決の特質

問題の提出

私は先稿において、⁽¹⁾アメリカにおいてしばしば行われる州境を越えて行われる婚姻及び離婚についての問題點の若干を紹介して來た。離婚判決は、その結果として、當事者の身分關係を變えると共に、當事者以外の第三者特に子供に對する關係を變えるが、更に、財産關係においても變化が生ずることはいうまでもない。特に、離婚判決は、しばしば一當事者から他當事者に對する一時的な、或は恒久的な財産の給付を行う離婚扶養料判決 alimony judgement (以下扶養料判決と略稱) を伴っているものである。この場合に、離婚をした當事者の一方なり双方なりが、扶養料判決をえた管轄域を離れた場合に、その扶養料の支拂を現實に保障してもらうために何等かの手段が採られるのでなければ扶養料判決は空文と化してしまふだろ

う。又、扶養料判決を現實に執行し、扶養料の支拂を保障してもらうために、判決のあつた州乃至は管轄域の外において當事者が所有していた財産の處分を伴うかもしれない、そして、その財産は物的なものであることも人的なものであることもあるのである。更に又、扶養料の支拂を受けていた當事者が再婚した場合に、扶養料の支拂を停止出来るものだろうか、ここには扶養料についての本質的な考察を伴わなければならない。或は又、扶養料の金額について、後に廢止や修正が認められている場合に、それをもつて判決は最終的なものではないということが出来るのだろうか、特に、判決をした州と、現に當事者の居住している州の政策が異なるならばどのような解決がされるのであるか。

一面においては獨立した主權を持つた州であり、他面においては合衆國憲法によつて、その權限の行使に制扼を加えられている州であることを考え、州境を越えることには制扼を加えられないアメリカの現實を考えるなら、この問題の性質の複雑さが理解されるであらう。

(1) 平「州外における婚姻の効力」本誌三三卷四號、「州外における離婚と婚姻法上の『本居』」同三三卷九號、「他州離婚判決の効力」同三三卷一〇號。

(2) 試みに男Hと女WはA州で婚姻し、B州で生活していた。HとWは離婚を容易に認めるC州で離婚判決及び扶養料判決をえた。その後HはD州に住み、WはE州に住んでいるとする。C州の離婚・扶養料判決によつて、HはB州のH所有の家屋、A州のH所有の土地をWに移轉しなければならぬかもしれない、又、HがD州の會社に勤務しているとすれば、E州に居るWはどのようにしてD州にいるHの給料の一部から扶養料を取り立てるのであらうか。

(3) もし扶養料判決で「Wが再婚しないかぎり、HはWに支拂う」とされたなら、Wが再婚したら扶養料を支拂わないでいいかもしれない。けれどもWが再度の婚姻に破れたなら、Wにふたたび扶養料を支拂うのは第一の夫Hであるのか、或は第二回目の離婚判決によつて、第二の夫Hが支拂うことになるのか、或はWはHからもHからも支拂うけるものだろうか。このことから、扶養料の支拂の責任を一種の懲罰的なものと考えるか、或は、生活保障と考えるかといった問題を生ずるのであらう。

(4) 例えば、扶養料の支拂をうける側に増額の要求を認めている場合、離婚半年後に子供が出生したという事實があつたり、子供が學齡

に達した際に増額を豫め定めておいたりすること。又、支拂義務者が後に正當な理由にもとづいて支拂額の減少を要求出来るものであるか。

(5) 連邦裁判所は直轄地域を除いて離婚についての管轄権を持っていない。従つて離婚の問題は全く州或はそれに準ずる管轄域の問題であるということが出来る。

一 他州判決の執行

扶養料判決を考えるに先立つて、一般的に判決について考えるならば、合衆國憲法第四條によれば、他州の判決は自州の判決と同様に「充分な信頼と信用」が與えられなければならない。⁽¹⁾このことが果して、一州において判決がされたなら、他州においては直ちに自州の判決と同じものとして執行の責任を負わなければならない、ということの意味しているであろうか。一般原則としては、第一州（以下F₁と略稱）の判決が第二州（以下F₂と略稱）の裁判所に提出されたなら、F₂裁判所は、F₁裁判所の判決債務にもとづく訴 *action on debt* にもとづいて、そのF₁判決をF₂において執行する以前に、判決債務を負つている被告に對して、新しい判決をなすのであり、この過程をへてF₂においてF₁判決を自州判決 *domestic judgment* とするものであると考えられている。⁽²⁾このことから見ると、「充分な信頼と信用」に關する條項が、必ずしも直ちに、州間の差異を解消してしまつてゐるものとはいえない。

このことは、F₂裁判所において、F₁判決に對して効力を認めるか否かという問題と共に、すくなくとも、F₂裁判所において改めて新判決をえなければならぬ、ということから時間を消費することだけは明らかである。従つて、ここにおいて、F₁判決をより効果的に具體化するための方策が考えられなければならない。合衆國連邦裁判所にあつては、一つの連邦地方裁判所 *Federal District Court* の管轄域 *jurisdiction* において與えられた判決は、他の連邦地方裁判所の管轄域におい

ては、當該管轄域の地方裁判所に登録 registration することによつて、登録を受けた管轄域において、その管轄域の地方裁判所判決と同一の効力を與えられるのである。⁽³⁾ 連邦裁判所が如何に廣大な地域にわたつてゐるにしても、又、その背後には地域による適用法規の相違が豫想しうるものであるにしても、⁽⁴⁾ 法的には、連邦裁判所としての共通の管轄權を持つものであるし、この間の地方裁判所の差異は、たまたま地域を異にしているというにすぎない。問題はむしろ州裁判所における連邦判決、F₂におけるF₁判決といつた管轄に相違がある場合である。連邦裁判所における州判決については、州判決の執行を連邦裁判所に求めることは稀であると考えられるし、連邦判決が州において執行される問題についても、本稿で問題とする離婚及び扶養料の問題は専ら州の問題であり、連邦裁判所において問題にされる場合にも、連邦の問題であるからでなく、連邦の直轄する特別地區や領土であることを理由とするものであり、これらの地區は州と同じ位置において考える必要があるのである。

若干の州においては、統一外州判決執行法 Uniform Enforcement of Foreign Judgments Act を採用して⁽⁵⁾いる。この法律の骨子とするところは、他州の判決を登録の上、略式手續 summary proceeding をへて、自州判決として執行しようとするものである。この法律によると、

第一條(4) 「外州判決」とは、本州において充分な信頼と信用を與えうる、合衆國裁判所もしくは州或は準州裁判所の判決、決定もしくは命令を意味する。

第二條 判決の登録——このような訴の提起をなすべき資格を與えられた者は、本州において外州判決にもとづく訴を認められてゐる期間内に申し立てをなし、この訴について管轄權を有する本州裁判所に、外州判決の登録をなすことが許される。

第四條 人的管轄——登録後如何なる時期においても、申請人は、本州において人的管轄權の取得を規定している法に従

つた方法により、外州判決にもとづく令状の「發給及び」送達を求めることが出来る。

第六條 金錢徵收 Levy——登録後如何なる時期においても又、判決債務者に對する管轄權が保證され若しくは最終判決を入手したと否にかかわらず、登録した判決にもとづき、判決債務者の財産に對する金錢徵收をなしうる、上記財産は判決を充足するための執行もしくは他の司法手續に従うものである。

第七條 新人的判決 New personal judgement——判決債務者に對する人的管轄權が取得されてから「六十日」以内に判決債務者が訴答しなかつた場合、或は、裁判所が審理の上登録を破棄しなかつた場合には、登録した判決は、登録した裁判所における最終的判決となる。

第八條 辯論——本州の法において、外州判決にもとづく如何なる訴についても、被告によつて主張することを許している「相殺、反訴、反對訴答についての」辯論は、正當な訴答手續に従つて提出しうる、又、そこにおいて示された争點は、他の民事訴訟におけると同様に審理され裁判される。

第一〇條 登録破棄の効果——登録破棄の命令は、判決債務者の利益となる最終「判決」となる。ものなのである。もとより、この法律が迅速な處理を望むにはなお不十分なものであることはいうまでもない。登録を以て直ちに自州判決とすることが、より容易にその目的を實現しうるものであらう。しかし、本法を起草した人達によると、新判決によつて執行力を保證するのてなければ、おそらく、州憲法にもとづきこの法律の合憲性が問われるおそれがあるので、單に登録だけによつて外州判決の執行力を保證する手段をとれなかつたものであるといわれている。⁽⁶⁾

この統一外州判決執行法を採つてゐるのは六州にすぎないが、他は多少ともこれと類似した州法を採つてゐる。登録によつて直ちに外州判決を自州判決とすることがコモン・ローの傳統ではなく、執行を求められてゐる管轄域或は州において新判決を必要としていることが、コモン・ローの原則であるから、登録のみで充分であるという立場を採ることは出来ないの

である。⁽⁸⁷⁾理論上は、外州判決にもとづき、新しい訴訟原因について判決がなされなければならないものとされているが、⁽⁸⁸⁾現実は外州判決を確定證據 *conclusive evidence* としたり、第一義證據 *prima facie evidence* とすることにより他州判決の効力は強化されるのである。

たしかに、外州判決を自州のものとするために新判決を必要とする手續は、外州乃至は外國判決の効力に對する、その州の政策の自由を保證したり、もし判決がたまたま外州でされたために、その州では不公正と思われる執行を餘儀なくされることを豫防するために役立つものであつたかもしれない。しかしながら「充分な信頼と信用」の保證や、不必要な遲滯、出費、更に、判決債務者に對する管轄權をうるための困難性が附加されるといつた面を考へるなら、通常の人的訴訟 *action in personam* と同一或は類似の手續を要求することは繁雜なことであるに違ひない。もし特に定めていなければ、⁽⁸⁹⁾ F₂ 裁判所において、F₁ 判決の本質そのものにかへつて論ぜられ、F₂ 裁判所が果して正當な管轄權を持つているか、という議論と共に、F₁ 判決が果して正當な管轄權にもとづいていたか、F₁ 判決がレス・ジュディカタを持つているか、そしてその効果が F₂ に及んでいるかについても議論し直されるかもしれないからである。

この議論は、外州判決にもとづく請求による新判決を避けたり、外州判決が自州化されそのために不利益をこうむる判決債務者、或は判決被告 *judgment defendant* による辯論において現れるであろう。F₂ の管轄權は、通常は判決債務者の所在地において定められるであろうから、F₂ 管轄權の決定にはさほどの困難はないかもしれない。しかし、判決債務者の所在不明を理由として公示による解釋上の送達 *constructive service* がされた場合に F₂ 自體の管轄權を争われることもあるであろう。又、統一外州判決執行法第六條に見られるように、F₂ 判決以前に、登録した判決にもとづく金錢徵收を可能にしていることは、合衆國憲法及び州憲法にいう「適法な手續」に従つて財産に課する不利益とはいえないのでないかという、⁽⁹⁰⁾合憲性に關する論議をひきおこすこともありうるのである。

たとえF₂における管轄権が保證されるにしても、F₁において「通常の人的訴訟についての民事の手續」或はそれに準ずる手續をとり、外州判決を基礎とする新しい請求であるならば、請求の基礎をなす外州判決の實質そのものにさかのぼることであろう。この場合に辯護として主張しうるところは、先ずF₁判決が正當な管轄権にもとづきなされてゐるか、といつたことである。もつとも、判決をなすに當つて不正規なやり方でしたとか、誤りをおかした場合には影響はないものといわれている⁽¹¹⁾。ただ、タムソン對ホイットマン事件⁽¹²⁾のように、ニュー・ジャージイ州で誤つた管轄裁判所により判決された場合に、ニュー・ジャージイ州では判決としての効力を認められるが、ニュー・ヨーク州においてF₁であるニュー・ジャージイ州判決に「充分な信頼と信用」を與えるように義務づけられてゐるわけではない、という考えも見られるのである。従つて、この問題はなお辯護の手段として争われる餘地を残してゐるものといえるのである。

外州判決の取得に當つて詐欺が行われてゐると考えられる場合には、その外州判決の執行を停止することが許される。もつともこの場合の詐欺は、多くの州において、公平な裁判の機會や、F₁審理において被告に辯護する機會がなかつたとかいふ外部的 extrinsic なものである。そしてF₁においてこの種の判決を禁止出來るなら、F₂においても差止命令 injunction によつて執行を禁止しうるものとなる。もつとも、アメリカにおける州にはコモン・ロー上の手續とエクイティ上の手續の區別をしないものがあり、差止命令はエクイティ上の手續であることを考えるなら、コモン・ローとエクイティの區分を廢止してゐる州においては、こうした救済はえられないことになる⁽¹³⁾。けれども、制限があるにしても、エクイティを持たないF₂においても、外州判決にもとづくエクイティ的な辯護を方法として用いられるものと解されてゐる⁽¹⁴⁾。

刑事責任を伴う他州判決に對しては執行を認めることはない⁽¹⁵⁾。この場合には何が刑事責任であり、刑罰と考えるかが問題とされるであろう⁽¹⁶⁾。合衆國裁判所は「刑罰」の意義を狭く理解し、出來るだけ「充分な信頼と信用」のわくを廣くしてゐるのであり、それは法が「その本質的性格上、又、効果において、公に對する犯罪を處罰するとか私人に對して市民權を認め

ていることが「一見して明らか⁽¹⁷⁾」場合に刑法法規であり、それにもとづく判決であると解しているのである。これと共に、F₂の政策 public policy⁽¹⁸⁾に反するF₁判決の問題がある。合衆國の州間においては、F₂は、F₁判決が自州の政策と相反するからという理由で執行を拒否することは許されないと考えられている。たとえF₁の判決の訴訟原因が、F₂において違法性を持つものであつてもF₂が訴訟原因にまで遡ることは許され⁽¹⁹⁾ない。それが自州の政策に反するにしても、自州判決と「同一の信頼と信用⁽²⁰⁾」を與えることを餘儀なくされているのである。

制限された範囲においてはではあるが、F₂において管轄権を行使する裁判所がない場合にF₂においてF₁判決の執行をしない理由となりうることもある。この點について、アングロ・アメリカ貯藏會社對デーヴィス貯藏會社事件⁽²¹⁾では、ニュー・ヨーク州裁判所が、イリノイ州の判決にもとづく訴に對して、ニュー・ヨーク州では訴訟原因が同州内において生じていないかぎり外州法人間の訴訟に管轄権がないという見解は、「充分な信頼と信用」を否定しているものではないとして、最高裁判所において支持されているが、一方、ケニイ對スープリム・ロジ事件⁽²²⁾では、アラバマ州判決にもとづきイリノイ州に提出された訴えが、イリノイ州では他州において訴訟原因を發生した不法行為にもとづく死亡による訴について管轄権を持たない、という理由で拒否しているのであり、最高裁判所はこの立場を支持していない。この二つの判例は一見矛盾しているように見えるが、その理由は前者は、當事者がたまたま外州法人であるということであり、そこでは判決の執行について間接的なものであり、後者は、判決の本質そのものに直接に結びつくからであると考えられている⁽²³⁾。

このように眺めて來ると、外州判決の執行を保障する以前に、かなり多くの障碍があることが明らかとなつて來る。判決をえてから現實にその執行をえて救済を受けるまでには、こうした多くの問題を解決しなければならぬ。加えて、以上述べて來たところは人的判決、すなわち、判決の執行を人に對して行ふ場合であるが、物的判決 judgment in rem⁽²⁴⁾においては、他州判決は直ちに執行力を持つものでなく、必ず物的管轄権を持つ州の判決がなければならぬ。もつとも、このこ

とは、 F_1 の裁判所が F_2 に所在する物件に對し判決をする権限がないというよりも、州際禮讓の問題として、又、現實の執行が困難であるという要求から來ているように思われる、従つて土地の權原にまで及ばない場合や、物的訴訟が中心的な争點をなすものでなく附隨的な場合には F_1 裁判所の裁量によつて物的判決がされないわけではない。⁽²⁵⁾ それにしても、判決被告は F_1 判決に拘束されていないのであるから F_2 において、 F_2 に所在する物をめぐつて辯護する機会をえられるであらう。このように、州外の判決を現實に執行し、現實に救済をうけるためには、なお多くの問題があり、判決をえたというだけで、いわんや救済を規定している法律があるというだけでは、判決債權者であつても、直ちに債權を行使することが出来ないものとされてしまふであらう。

(1) 合衆國憲法第四條第一項、この問題については、平「他州離婚判決の効力」本誌三三卷一〇號を参照されたい。又合衆國裁判所法 U. S. Judicial Code 第一七三八條は、他州の「法律及び司法手續」への充分な信頼と信用の問題、第一七三九條は裁判所の記録以外の公文書に對する充分な信頼と信用の問題についての規定である。28 U. S. C. 1738, 1739. 外國文書については第一七四一條がある。外國文書は充分な信頼と信用が明示されていなく。28 U. S. C. 1741.

(2) Cheatham, E. E.; Goodrich, H. F.; Griswold, E. N.; Reese, W. L. M., Conflict of Law, Cases and Materials, 4th ed. p. 261. *Beliman v. Poe*, 138 Md. 482, 114 A. 568 (1921). *Briegle v. McClellan, Gill & John*, 434 (Md. 1836) *Restatement of Law of Conflict of Law* §§. 446, 447.

(3) 28 U. S. C. 1963, 2508.

(4) 平「合衆國連邦裁判所における州法——スイフト對タイソン事件からエリー鐵道會社對タムキンス事件まで」本誌二八卷一二號。同「連邦のコモン・ローとエリー鐵道會社對タムキンス事件の法則」同二九卷一・二・三合併號。同「合衆國連邦裁判所において適用すべき法」同三三卷二號、この問題について觸れた。

(5) *Martindale-Huebel, Law Directory Volume III*, 89th ed. この統一法の立場を採つてゐるのは、ネーカンサス、イリノイ、ミネソタ、ネブラスカ、ワシントン、及びワイオミングの諸州

(6) *Cheatham et al., Cases, op. cit.* p. 263.

アメリカにおける「他州扶養料判決」の執行

- (7) 例えばカリフォルニア州民事訴訟法第一九一三條 California Code of Civil Procedure § 1913 は「……それ(姉妹州判決)は(民事の)訴若しくは特別手續によつてのみ執行される。」(カマモ内引用者)ものとすべし。
- (8) 確定證據は、法によつてそれと反する證據による立證を許さず、或は、それが他の凡ゆる證明にまして、合理的な疑を入れる餘地のない證據である。第一義的證據も、一見争う餘地のない證據である。これらは證據という形をとるが、現實には探證の結果決定的な影響力を持つこととなる。外州判決が確定證據や第一義的證據であることとすべし Lorenzen, E. Gland & Stumberg, G. W., Cases and Materials of the Conflict of Laws, 6th ed. p. 151.
- (9) エキムタタゴトは一九二〇年の司法法 Administration of Justice Act, 1920. それに先立つ判決の範圍に關する法律 Judgment Extension Act, 1868 による判決の効力承認とすべし管轄域が相互に承認しえるなら、登録によつて自管轄域判決となしたものであり、一九三三年の外國判決(相互執行)法 Foreign Judgement (Reciprocal Enforcement) Act, 1933 年、外國判決とすべし、相互に強制登録を認めつゝあるものであれば、登録により自國判決と化するものとした。アメリカに類似したオーストラリアにおきても、手續送達及び執行法 Service and Execution of Process Act, 1901-1934 によつて、オーストラリア連邦を構成する州相互とすべし、登録により他州判決を自州判決化する手續を認める。
- (10) 合衆國憲法修正第五條及び第一四條。この問題に關して憲法上の論議があるとしたら、本來は州の問題であるから、修正第一四條に於て論ぜられたり。その點も、この點に關する判例を見出すこと出来なす。
- (11) Goodrich, H. F., Handbook of the Conflict of Laws 3rd ed. p. 613; Pemberton v. Hughes, 1 Ch. 781 (Eng. 1899).
- (12) Thompson v. Whitman, 18 Wall. 457, 21 L. Ed. 897 (1873).
- (13) Christmas v. Russell, 5 Wall. 290, 18 L. Ed. 475 (1866).
- (14) Stumberg, G. W., Principles of Conflict of Laws, 2nd ed. p. 117; Levin, v. Gladstein, 142 N. C. 482, 555 S. E. 371, 32 L. R. A. N. S. 905 (1906).
- (15) The Antelope, 10 Wheat 66, 6 L. Ed. 268 (1825).
- (16) Stumberg, op. cit. p. 119; Wisconsin v. Pelican Insurance Co., 127 U. S. 265, 32 L. Ed. 239 (1888).
- (17) Huntington v. Attrill, 146 U. S. 657, 36 L. Ed. 1123 (1892).
- (18) Goodrich, op. cit. p. 618.
- (19) Faurtlenoy v. Lum, 210 U. S. 230, 52 L. Ed. 1039 (1908).

- (20) *Hieston v. National City Bank of Chicago*, 51 App. D. C. 394, 280 F. 525, 24 A. L. R. 1434 (1922).
- (21) *Anglo-American Provision Co. v. Davis Provision Co.*, 191 U. S. 373, 48 L. Ed. 225 (1903).
- (22) *Kenney v. Supreme Lodge of the World, Loyal Order of Moose*, 252 U. S. 411, 64 L. Ed. 638 (1920).
- (23) *Goodrich*, op. cit. pp. 622-623.
- (24) *Cheatham*, op. cit. p. 264.
- (25) *Harrisoteger Sales Corp. v. Sternbe & Dredging Co.*, 189 Miss. 73, 191 S. 94 (1939).

二 扶養料判決の執行

すでに述べたように、他州において離婚をすることが認められ、又、夫Hが扶養料の支拂を避ける目的で、扶養料支拂を伴う離婚判決をえた州を去つて他の州に移ることは考えられる。一時は、F₁の扶養料判決に州外に及ぶ効力を與えることをためらつていた。⁽¹⁾又、裁判所の意見としてではあるが、扶養料判決にもつづいて、他の管轄域において訴が提起されうるものと豫想しえない。⁽²⁾といつた考えが採られていたこともあるのである。

しかしながら、離婚に伴う扶養料判決の執行は、婚姻に伴う通常の扶養義務 *support* と同一の性質を持つものであると考えるなら、扶養料判決は、通常の判決或は金銭債務を伴う判決よりもより効果的に執行される必要もあるのである。そうでないにしても、すくなくとも、一般の判決を支配する法理が扶養料判決に對しても行われなければならない。しかしながら、この際にも、扶養料判決は、しばしば變更や、修正や、時には無効・取消を伴うものであり、果して、扶養料判決が最終のものであるかどうかが問題とされ、通常の金銭債務判決と異つたものとして考えられなければならないであろう。

この問題の出発點となつてゐるのは一八五八年のバーバー事件である。⁽³⁾この事件において述べられているところは、單に意見にすぎないものといわれているが、後に再三くりかえされることによつていわば一種の法と考えられるにいたつたもの

といわれている。事件はHとWはニュー・ヨーク州のエクイティ裁判所 Court of Chancery of New York において、卓床離婚 *divorce a mensa et thoro* をえている。この際の別居は恒久的なものと考えられているが、當事者の共同の申し立てによりそれを修正したり破棄したりすることが許されていた。又、Hは分割拂いによる扶養料を支拂うべく定められていた。Hは扶養料を支拂うことなしにウイスコンシン州に移り、同州で一方だけの當事者による *ex parte* ⁽⁵⁾ 絶対離婚 *absolute divorce* をしたのである。Wは在ウイスコンシン連邦裁判所のコモン・ロー部に扶養料支拂の遲滞につき訴えたが、これはエクイティ部の問題であるという理由で却下された。そこで事件はエクイティ部に提起されたのである。被告Hは、先の離婚によつて妻が獨立した身分を恢復したわけではなく、従つて連邦裁判所の管轄決定の基礎をなす「州市民籍の相違」がなく、この種の救済はニュー・ヨーク州のエクイティ裁判所においてのみなさるべきこと、Wがニュー・ヨーク州においてなしうる請求がしつくされていないことを理由に妨訴抗辯をしたがこれが入れられなかつた。Hは更にニュー・ヨーク州において判決をえていることは認めしたが、それが最終判決としての効力を持つか否かについては特に問題を提起しなかつた。この判決の結果原告Wは勝訴となり、被告Hは合衆國最高裁判所に控訴したのである。最高裁判所はHとWは連邦裁判所において訴訟しうるものとして管轄権を認めている。そして、ニュー・ヨークのエクイティ裁判所の決定が記録された判決 *Judgement of record* であるから、州或は合衆國の同種の(エクイティ)裁判所において拘束力を持つものであると考へてゐる。すなわち扶養料判決は、金錢債務判決と同じく考へられるものという立場をとつてゐるのである。

ところが、一九〇一年のリンデ事件⁽⁶⁾において、WはHからの離婚をニュー・ジャージイ州エクイティ裁判所でえている。それによるとHはWに對し未拂いの扶養料七八四〇ドル、訴訟費用一〇〇〇ドル、並びに判決の日より週八〇ドルを支拂うものとされていた。後にWはニュー・ヨーク州最高裁判所(第一審裁判所)においてニュー・ジャージイ州判決にもとづき訴え、その結果、ニュー・ヨーク最高裁判所は、Wは未拂いの一時扶養料、費用、ニュー・ジャージイ州判決後の未拂いの分

割扶養料を支拂うべく、又、週八〇ドルの將來扶養料を支拂うこと、並びに、それを擔保するための保證金を積立てること
を示した。これに對し、ニュー・ヨーク州控訴部裁判所（控訴裁判所）はニュー・ジャーシイ州判決による一時拂の扶養料と
訴訟費用の合計、八八四〇ドルを支拂うことを命じ、同州控訴裁判所（最高裁判所）は、控訴部裁判所の判決を支持してい
る。その見解は、將來扶養料は、ニュー・ジャーシイ州裁判所において修正されるものであり、最終判決とはいえない、
従つて、連邦憲法による「充分な信頼と信用」を與える必要はないものと考へているのである。合衆國最高裁判所も、將來
扶養料は修正、廢止がありうるのであるから、最終判決としての保證を與へていない。

この事件の結果を先のバーバー事件と共に考へる時、この種の事件に適用する法理に混亂を生じたのである。若干の事件
では、バーバー事件がくつがえされたものと思へている。そこでは、變更が豫想される將來扶養料を除き、F₁判決の確定し
た未拂いである額についてだけ「充分な信頼と信用」を與えたのである。⁽⁷⁾又、F₂における原告がF₁判決の最終性を舉證しな
ければならないものと思へた。⁽⁸⁾他の裁判所は、未拂いの、それに分割拂い扶養料の未拂い額も含めてF₂裁判所における判決
にいたるまでの未拂い金額について支拂を命じているのである。⁽⁹⁾すなわち、將來扶養料は最終でないとしても、F₂裁判所に
提起するまでに支拂うべくして支拂つていない額は含まれると思へているのである。

一九〇九年のシステア事件は、⁽¹⁰⁾ニュー・ヨーク州の扶養料判決にもとづく、コネティカット州の事件であるが、コネティ
カットの第一審裁判所は、ニュー・ヨーク州の判決が修正されるものであるにもかかわらず、既に支拂の遲滞している額
の合計についての支拂を命じている。コネティカット州破毀院 Supreme Court of Errors はこの判決を支持していな
い、それはニュー・ヨーク州の判決は最終のものではないという見解をとつたからである。合衆國最高裁判所はコネティカ
ットの下級裁判所の判決を支持して、既に支拂の遲滞している扶養料の部分についての支拂を命じている。最高裁判所によ
ると、もしF₁判決が未拂い部分について修正を認めていゝなら、F₂において「充分な信頼と信用」を與える必要はないもの

と考えているのであり、又、法律上 F_1 判決を修正しうるか否かが明白でない場合には、出来るだけ修正が許されていないものと考えられたのである。その後の判例も、すくなくとも支拂の遅滞している額については、⁽¹¹⁾そして、それが修正しえないものである限りにおいては、システア事件の原則に従っているものといえる。⁽¹²⁾

従つて、この場合には F_1 判決が重要であり、一般に原告は F_1 判決は最終のものであり、すくなくとも支拂の遅滞している額については修正されることがないことを舉證しなければならぬ。もつとも若干の州では支拂の遅滞している額については、 F_1 判決は最終のものであるという前提にもとづいて、被告に最終のものではないという舉證責任を課している。⁽¹³⁾すなわち、 F_1 の判決にもとづく被告は、州外に出ることにより執行を避けようとしていることが通常は明らかであるからと考えているからである。

システア事件において出来るだけ、 F_1 の判決の最終効力を保證するように考え、多くの場合に F_2 において F_1 の法を吟味することは見られない。⁽¹⁴⁾ホルトン事件⁽¹⁵⁾においては、オレゴン州の判決にもとづきミネソタ州において提起された訴につき、ミネソタ州地方裁判所は、支拂の遅滞している額につき最終であると考え、システア事件の原則に従っているのに對し、ミネソタ州最高裁判所は、たとえ修正しうるものであつても、今までに修正の申し立てがされていないかぎり、支拂の遅滞している將來扶養料についても「充分な信頼と信用」を興えているのである。これはシステア事件を一層進めたものであるが、なお二・三の州は他州扶養料判決を全く自州判決と同一のものとして扱うのである。⁽¹⁶⁾

將來扶養料のうち、支拂の遅滞によつて債務の確定しているものについてはシステア事件の原則によつて F_2 における「充分な信頼と信用」が保證されているにしても、未だ履行遅滞とは考えられない部分については、それがしばしば F_1 裁判所によつて修正されるものであり、それは訴訟係屬中の *pendente lite* 扶養料であり、 F_2 において「充分な信頼と信用」を興えられないものであり、最終判決とは考えられなくなつて來るのである。⁽¹⁷⁾もつともカリフォルニア州のごとく、將來扶養料

についてのF₁判決をも自州のものとするものもある。ただしこの傾向は未だ明白にされているものとは考えられず、一般には通常の判決債務を支配している原則によつて決定されるのである。

ただ、統一扶養相互執行法 Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act⁽¹⁸⁾は、扶養の特質といふことから、この問題の進むべき方向の一つの示唆を示しているといえよう。この法律によると、

第二條(6)「扶養の義務」は、中間的たると最終的たるとを問わず、離婚、裁判上の「又は法律上の」別居、事實上の別居、その他であるを問わず、法、若しくは裁判所の決定、命令、判決により課せられたか或は課すべき扶養の義務を含む。

ものであるが、第三條、第四條には、F₁判決の執行を避けてF₂に移つてゐる者に對して、F₁の知事の要請により、F₂知事は扶養料を支拂わずにいる犯罪人⁽¹⁹⁾ criminalを追放、引渡しをするという、刑事上の執行方法を認めている。民事上の執行としては、

第七條 法の選擇——本法の下に適用すべき扶養の義務は、扶養がなさるべき期間中、扶養義務者が所在する州の法により適用し或は適用されるものである。……

第九條 扶養義務の執行方法——すべての扶養義務は、扶養義務者と被扶養者の關係如何にかかわらず、訴「申し立て」
「請求」によつて執行しうる。……

第一三條 第一州⁽²⁰⁾ initiating state としての本州裁判所の義務——本州裁判所が第一州である際に……被告が扶養の義務を負い、第二州⁽²¹⁾ responding state が被告或はその財産につき管轄権を持つことが明らかにされたなら、申立書、證明書……は第二州裁判所に送致される。……

第一七條 第二州としての本州裁判所の義務——本州裁判所が第二州裁判所として前記文書の送付を受けた際は、(1)訴訟

原因を日程に組み入れ、(2)「訴訟に關係ある官憲に」通知し、(3)審理の時期と場所を定め、(4)本州の法に従い、管轄権の取得に必要な措置をとる。

第一九條 裁判所は、本法にもとづく手續を、請求されている扶養義務の形式についての訴に關する法によつて、規定されてゐる方法によつて、とり行ふ。

第二〇條 第二州裁判所において扶養義務あるものと判断された場合には、被告に扶養を行わせ、その返済を命じ、又、被告の財産をその命令に服させる。

といつた性質をもつてゐる。これによると、被告の現在所在してゐるところを F_2 管轄権の決定の基礎とし、 F_1 と F_2 が相互に本法或は本法と同一の政策を持つてゐるものと考えられる限りにおいて、 F_1 判決は F_2 判決と同一効果を保證されて來るのである。従つて、この統一法が適用される限りにおいては、支拂の遲滞したものであると、將來における給付についてであるとを問わず F_1 判決は F_2 において充分な信頼と信用を與えられる結果となるのであり、システム事件の法理を擴大し、カリフォルニア州の法理に近づいたものといえる。そして、この統一法が三十一州において採られてゐることは、扶養料判決の執行につき新しい傾向を豫測させるものでもある。

(1) Barber v. Barber, 2 Pin. 297, 1 Chand. 280 (Wis. 1849).

(2) Battey, Executor v. Holbrook, 11 Gray 212 (Mass. 1858).

(3) Barber v. Barber, 21 How. 582 (U. S. 1858).

(4) Jacobs, A. C., The Enforcement of Foreign Decrees for Alimony, 6 Law & Contemp. Prob. 250, (1939) from Selected Readings on Conflict of Laws, p. 809.

(5) ex parte は訴訟當事者の一方だけの出頭によつて、相手方の存在なしに審理や取調へを行うものである。

(6) Lynde v. Lynde, 181 U. S. 188 (1901).

- (17) *Israel v. Israel*, 184 F. 576 (C.C.A. 3rd 1906), *Freund v. Freund*, 71 N. J. Eq. 524, 63 A. 756 (1906), *Valiquet v. Valiquet*, 177 F. 994 (C. C. D. N. J. 1909).
- (18) *Page v. Page*, 189 Mass. 85, 75 N. E. 92 (1905).
- (19) *Wagner v. Wagner*, 26 R. I. 27, 57 A. 1058 (1904).
- (20) *Sistare v. Sistare*, 218 U. S. 1 (1909).
- (21) 例として *Coffer v. Coffer*, 225 F. 47 (C.C.A. 9th 1915) を挙げて、夫婦が未成年の支拂を互に負ひ繼續しなば、その後子が未成年の場合に、その支拂の繼續については、親にその子の養育をなすものとみなすものと考へてゐる。
- (22) 例として *Lape v. Miller*, 203 Ky. 742, 263 S. W. 22 (1924). *Edwards* と支拂の繼續については、親にその子の養育をなすものと考へてゐる。
- (23) *Curran v. Curran*, 136 Misc. 598, 240 N. Y. Supp. 64 (1930).
- (24) *Hewett v. Hewett*, 44 R. I. 308, 116 A. 883 (1922), *Phillips v. Kepler*, 47 App. D. C. 384 (1918).
- (25) *Holtzen v. Holtzen*, 153 Minn. 346, 190 N. W. 542 (1922).
- (26) *Palen v. Palen*, 12 Cal. App. 2d. 357, 55 P. 2d. 228 (1936), *Straus v. Straus* 4 Cal. App. 2d. 461. 41 P. 2d. 228, *Creager v. District Court*, 126 Cal. App. 280, 14 P. 2d. 552 (1932), *Cummings v. Cummings*, 97 Cal. App. 144, 275, P. 245 (1929).
- (27) *Kelly v. Kelly*, 121 N. J. Eq. 361, 189 A. 665 (1937). 訴訟は、その州にその子がなされるべきであり、外州における獨立した訴訟原因とはならぬと考へてゐる。他の若干の判例も見るべき。
- (28) 一九五〇年に制定された一九五二年に修正されたもの。
- (29) 扶養料支拂を怠つた場合には、その支拂を保證するために裁判所侮辱 contempt を理由に拘留することが出来る。これは一見債務奴隷を禁止している合衆國憲法に違反しているように思われるが、扶養料は契約にもとづく債務とは考へられないのであり、裁判所の命令に服従しないことに対する處罰と考へるのである。従つて扶養料支拂が契約にもとづく際にはこの手段をとらぬ。Morland, J. W., *Keener on the Law of Marriage and Divorce*, 3rd ed. §. 698.
- (30) 假に第一州と譯したものは「本法或は本法と實質的に同一の相互法をもとめて訴訟の開始された州」統一扶養相互執行法第二條(2)

(21) 第二州と譯した州は「第一州において開始され、或は、されるであろう訴訟にひきつづく訴訟の行われる州」統一扶養相互執行法第二條(3)

(22) 三十一州とアラスカ、グアム、及び當時は屬領のハワイは一九五二年法を、十三州及びポルト・リコは一九五〇年法を採用している。これによつてアメリカのほとんどの州がこの法にもとづく原則を認めていることは明らかである。一九五四年に、統一扶養民事責任法 Uniform Civil Liability of Support Act が統一州法委員会によつて承認されている。Oueatham, op. cit. pp. 848-851.

三 扶養料判決の特質

システマ事件の法則によれば、WはHの將來扶養料が未拂いであり、支拂が遅滞している額についてその度に再三、再四申し立てをし給付を受けなければならないことになる。社會的な要求としては、F₁の判決がそのままF₂判決となることが望ましいことであるにちがいない。システマ事件の法理に固執し、扶養料判決を通常の判決債務と考えるなら、技術的に又論理的に、未履行の部分についてのみ「充分な信頼と信用」を認めることになるのである。しかしながら、ここにおいては、扶養料判決と通常の判決を區分する特質が考えられなければならない。

何故扶養料の支拂を義務づけられているのか、といつたことについて、イギリスにおいては、絶對的な離婚は存在しないのだから離婚、別居においても、なお家庭を維持して行く經濟生活上の必要があるということが、コモン・ロー上考えられていた。他方、教會法上は、靈典として行われた婚姻を破壊した者に課せられた刑罰と考えられたものである。教會法上の傳統を持たないアメリカにおいて、扶養料は婚姻中の扶養義務に代るものとか或はその延長であると考えらるなら、再婚によつてWが新たに扶養してくれる者を伴侶としたなら扶養料の支拂をうけないことが許されることになるだろうか。

一般には被扶養者の再婚の際に判決を修正しうることが明白になつていない場合には、再婚によつて扶養料の支拂が停止されることはない。⁽³⁾これはもとより、Wの再婚によつて自動的に Ipsa Facto 扶養料の支拂が止るといつた性質のものでは

ない。再婚が果して扶養料支拂義務を解除する理由になるかどうかといった問題なのである。従つて再婚が扶養料支拂の停止の明らかな *Prima Facie* 事實とされることは認められる。(4) もつとも、これに對して第二の夫 H_2 が扶養を負擔しているのであるから、状況の説明が充分にされなければならない。(5) W が H からの離婚手續中にすでに H_2 との婚姻を準備していても、 W の再婚が自動的に扶養料の支拂を停止する理由とはならない。(6) 又、 H から離婚した W が扶養料支拂をうけている間に H_2 との婚姻を準備し、 H もそれを知りながら支拂つている折に、 W が再婚した後に自動的に支拂は停止することはなく、 H は、 W は H_2 との婚姻によつて、 H_2 の充分な扶養を受けていることを舉證しなければならぬのである。(7)

これに對して、再婚は扶養料の支拂を自動的に停止するという考えも見られる。一九五四年のユタ州の事件であるアウスタッド事件(8)においては、ユタ州の先例であり、再婚が自動的な停止の理由となりえないというマイヤーズ事件(9)に反して H は W が H_2 と再婚したために、支拂義務から解除されるという結論に對している。もつともこの判例がこの問題に對して正面から回答を與えているわけではなく、同州の裁判所の権限においては、 W がその權利を失つていないとは判決出來ないからだという理由によるのである。オハイオ州においても、裁判所の意見としてであるが、 W が二人の夫から扶養を受けていることは、善良な道徳に反するものであり、 H の扶養料の支拂は W の再婚において終つていゝものと考えている。(10)

こうした、自動的に扶養料の支拂が停止されないという理論と共に、再婚が支拂の停止或は扶養料判決の修正の強力な根據となるのでないかという問題がある。一九一九年のモーガン事件(11)は、 H の申し立てを支持する有力な根據となると考えて、修正を認めている。一九一三年のエマーソン事件(12)は停止を認めているのである。この考えに屬する一連の判例によると、妻は任意に先の扶養料判決の一部を放棄したと考へたり、他の男 H_2 が扶養の義務の負擔を買つて出て來ていること、(13) 妻が二重の扶養を受けることが不衡平であること、(15) などに及んでゐる。もつとも、再婚にいたるまでの期間に未拂いの部分がある場合には、再婚後においても履行の遲滞した部分については請求しうるといつてゐる。(16) これはいふまでもなく、履行の

遲滞した部分については通常の判決債務に關する法則が適用されるからである。このように再婚後はHはWに對する扶養義務から解除されるのであるが、Wによつて主張される特別な事情があれば、扶養の義務は殘されるのである。⁽¹⁷⁾

これに對して一九〇一年のキラルフイ事件⁽¹⁸⁾までのニュー・ヨーク州においては、再婚は全く停止・修正の根據とはならないものと考へていた。それは夫の非行によつて妻が離婚し、離婚判決が無條件のものである以上後に手を加へることは許されるものでないのであり、再婚を抗辯の理由となしえないものと思へていたのである。⁽¹⁹⁾ここで更に問題になるのは、HはWに對してWの再婚にいたるまでの扶養料を支拂うと考へるか、Hの申し立てによりWに對する支拂の解除が判決された時まで支拂うものであるかということが考へられなければならない。すなわち、判決は通常Wの再婚後或る期間をへてなされるであろう。判決までとすると、再婚後もすくなくとも何日かはWはHとHと双方からの扶養を受けることになるからである。扶養の實體を考へれば再婚の時をもつて切ることが出来るが、判決の効力からすればそれは、第二回目の判決にいたるまで及んでいとも考へられるからである。これに對して、判例は、再婚が開始された後の扶養料の部分は廢止出来るものと考へている。⁽²⁰⁾このことは、離婚扶養料を一般の扶養料のわく内で考へようとしていることの現れであろう。

Wが有効な再婚をしたという事實だけで、Hの扶養料支拂が解除されるわけではないのであるという法則は、再婚が無効であつた場合にも同じくあてはまるのである。⁽²¹⁾ただWがHから離婚し「再婚するまで」扶養料の支拂を受ける旨定められ、再婚した結果Hは扶養料の支拂を停止することになつたがWのHとの再婚が無効或は取消しうべきものであつたなら、HはWは再婚しなかつたものとして扶養料を支拂わなければならないことになるだろうか。これは婚姻取消無効を理由として扶養料の支拂を命ぜられている場合と、それがない場合によつて異つて來るのである。スライカー事件⁽²²⁾は、Hに再婚にいたる時までの分及び、再婚が無効とされた時以後に扶養料の支拂を命じているが、無効とされた再婚期間中はWはHの扶養を受けていたのであるから、二重の扶養になるという理由で除かれている。しかし、婚姻の無効・取消を原因として扶養料が定

められるならば、HはWがH₂と再婚した時までの扶養料の支拂をすれば充分で、それ以後の扶養はH₂に負わされている⁽²³⁾。もつとも、再婚が取消しうべきものでなく、無効であるなら、HはWのH₂との「再婚」期間中についても扶養の義務を負つてゐると考へている。これは、無効な婚姻は、婚姻が最初から全く存在していなかつたという考へにもとづくものである⁽²⁴⁾。論理的にはこの考への正當性を認めることは出来るが、扶養の實質を考へるならば、WはH₂との後に無効とされた架空の再婚期間中、二重に扶養から生ずる利益を受けてゐることは否定出来ないであらう。

WのH₂との再婚により、Hの支拂が解除されたが、WはH₂と一定期間有効な婚姻を繼續し、その後H₂と離婚した場合に、H₂よりの扶養料支拂がなく、或はH₂よりする扶養料の額がHより受けていた扶養料より少額であるとしても、Hの扶養料を復活させることはありえない⁽²⁵⁾。けれども、この場合に衡平法上の要素のある場合、もしHの支拂うべき扶養料判決が効力を持つてゐるといふ根據があり、第二の離婚判決において扶養料が定められていない場合にHの扶養料支拂が復活することもありうるのである⁽²⁶⁾。これは、Wの再婚によつてHの義務は全く解除されていないことを意味してゐる。これに合せて、再婚によつて當然義務が解除されるわけではないのであるから、裁判所の裁量にもとづいて、WがH₂から適當な扶養を受けえないという理由で、Hからの扶養をそのまま、或は修正した形で受けることが認められてゐる。この種類の判例の多くは意見として述べてゐるにすぎないが、Hの扶養料の支拂を名目的なものにするといふことも、HとH₂の収入を衡量してWのための生活を維持させること⁽²⁸⁾、考へられる。又、もとより、再婚後もHの支拂を認めるならWは數回の離婚により、莫大な扶養料収入をえることになり、それが公共の政策に合うものとは考へられないといふ、裁判所の意見も現れるのである⁽²⁹⁾。

そこで問題は、何故扶養料を支拂うのか、といつた點に歸るであらう。再婚後名目上の扶養料を支拂うとするなら、Hは生涯Wとのきずなを断たれず、何等かの身分關係にしばられてゐるといふことであらうか。或は「制裁金」であらうか。HとH₂の収入のバランスを考へ、Wに從來保證して來たと同じ生活を維持させようとしてゐるものであると推測するなら、扶

養料は生活補助料なのであろうか。もし、制裁金と考えるなら、F₁判決はF₂において排除することの許される刑事上の判決となるものであるか。これに合せて、再婚によつて前夫との扶養料は直ちに解消しない、といった法則の上に立つ女が、離婚を業として過當な扶養料をかき集めうることを考えるなら、こうした判決の基礎をなす扶養料の本質に遡らざるをえなくなるのである。そしてその時には、精神的な、肉體的な、経済的な、又、現在においても切ることの出来ない宗教的な、教會法上の問題がまつわつて來る婚姻そのものの本質を問いかえざるをえなくなるのである。この中の扶養の問題を經濟的な問題として、他と切りはなして考えるなら、ブラドウェ教授の示唆した、離婚保険、ないしは扶養料保険の考えによつて解決しうるものであるかもしれない⁽⁸⁾。しかしながら、判例に示される、名目上の扶養料は必ずしも生活だけの問題に限定されているとは思われない。そこには又、卓床離婚以上の離婚を認めえなかつた、イギリス法の法理があると考えることが出来るからである。

(1) Bradway, J. S., Why pay Alimony, 32 Ill. L. R. 295-306. (1937), From Selected Essays on Family Law, pp. 1040-1053.

(2) Ibid. p. 1041.

(3) 判例は多うが、代表的なものは Morgan v. Morgan, 203 Ala. 516, 84 S. 754 (1919), Nelson v. Nelson, 282 Mo. 412, 221 S. W. 1066 (1920).

(4) Cary v. Cary, 112 Conn. 256, 152 A. 302 (1930).

(5) 題名は Phy v. Phy, 116 Or. 31, 236 P. 751 42 A. L. R. 588 (1925).

(6) Herman v. Wayne Circuit Judge, 236 Mich. 604, 211 N. W. 52 (1926). 但この場合で W は H と嫁つて、H の裁判所の命令不服従を理由とする執行は求められなかつた。

(7) Cropsy v. Cropsy, 104 N. J. Eq. 187, 144 A. 621, 64 A. L. R. 1266 (1929).

(8) Austad v. Austad, 2 Ut. 2d. 49, 269 P. 2d. 284, 48 A. L. R. 2d. 255 (1954). W は H と再婚、その後離婚した。その後第

以上の種差後の結果表の趣に照應しての報告は前記の如しである。

- (10) Myers v. Myers, 62 Ut. 90, 218 P. 123, 30 A. L. R. 74 (1923).
- (9) Wolfe v. Wolfe, 55 Oh. Ops. 465, 10 Oh. L. Abs. 485 (1954).
- (11) Morgan v. Morgan, 203 Ala. 516, 84 S. 754 (1919) 植田組(参)
- (12) Emerson v. Emerson, 120 Md. 584, 87 A 1033 (1913).
- (13) Stillman v. Stillman, 93 Ill. 196, 39 Am. Rep. 21 (1881).
- (14) Bubar v. Plant, 141 Me. 407, 44 A. 2d. 732 (1945).
- (15) Eaton v. Eaton, 90 N. H. 4, 3 A. 2d. 882 (1939), Maginnis v. Maginnis 323 Ill. 113, 153 N. E. 654 (1926).
- (16) Morgan v. Morgan, 211 Ala. 7, 99 S. 185 (1924).
- (17) Atlass v. Atlass 112 Cal. App. 514, 297 P. 53 (1931), McClure v. McClure, 4 Cal. 2d. 356, 49 P. 2d. 584, 100 A. L. R. 1257 (1935), Tremper v. Tremper, 39 Cal. App. 62, 177 P. 868, (1918), Hale v. Hale, 6 Cal. App. 2d. 661, 45 P. 2d. 246 (1935).
- (18) Kiralfy v. Kiralfy 36 Misc. 407, 73 N. Y. S. 708 (1901).
- (19) Shepherd v. Shepherd, 1 Hun. 240, 58 N. Y. 644 (1874), Stevenson v. Stevenson, 34 Hun. 157 (N. Y. 1884), Britton v. Chamberlin, 234 Ill. 246, 84 N. E. 895 (1908). 報告の趣意は前記の如しである。モーン氏表の趣意を照したるものなるべし。

- (20) Herman v. Wayne Circuit Judge, 236 Mich. 604, 211 N. W. 52 (1926) 植田組(参) Hartigan v. Hartigan, 142 Minn. 274, 171 N. W. 925 (1919) 此の如し。ハタケ組は前記の如しである。結果表は種別を以てするものなるべし。この趣意は前記の趣意を照したるものなるべし。照應しての趣意を以てするものなるべし。Boehmer v. Boehmer, 259 Ky. 69, 82 S. W. 2d. 199 (1935). トルント村に Franck v. Franck, 107 Ky. 362, 54 S. W. 195 (1899) 此の趣意は前記の趣意を以てするものなるべし。Bohnen v. Bohnen, 107 Ky. 362, 54 S. W. 195 (1899) 此の趣意は前記の趣意を以てするものなるべし。
- (21) Bohne v. Bohne, 227 Minn. 26, 33 N. W. 2d. 512 (1948).
- (22) Sleicher v. Sleicher, 251 N. Y. 366, 167 N. E. 501 (1929).
- (23) Yetman v. Yetman, 91 N. Y. S. 2d. 512 (1949).

- (24) *Sutton v. Leib*, 199 F. 2d. 168, 33 A. L. R. 2d. 1451 (C. A. 7th. Ill. 1952).
- (25) *Brandt v. Brandt* 40 Or. 477, 67 P. 508 (1902). 妻の側で離婚原因がある。
- (26) *McGill v. McGill*, 101 Kan. 324, 166 P. 501 (1917). この事件とは第二の夫からの離婚原因は妻の側になく夫の酒へきにある。
- (27) *Southworth v. Treadwell*, 168 Mass. 511, 47 N. E. 93 (1897), *Crosey v. Crosey*, 104 N. J. Eq. 187, 144 A. 621, 64 A. L. R. 1266 (1929).
- (28) *Benett v. Benett* 103 L. J. Prob. N. S. 38 (Eng. 1934). Hの収入は年一七五〇ポンド、Hの収入は六〇〇ポンドであり、WはHより三〇〇ポンド少ない五〇〇ポンドの扶養料を受取ることとなつてゐた。
- (29) *Cary v. Cary*, 112 Conn. 256, 152 A. 302 (1930) 前田註(4)
- (30) *Bratway*, op. cit. (selected essays) pp. 1048-1050.
- (31) 扶養料については、山本笑子「英法上の扶養命令とその強制について」比較法研究第八號、同「英法における扶養義務について」法學叢報第五九卷五號。尾高都茂子「アメリカ法における扶養義務」比較法研究第八號、内田力藏「英米家族法の概要」法律時報第一九卷第八號等。

後記 扶養料判決の問題は、ここに提起した問題に合せて、豫め夫婦間に婚姻前、婚姻後の財産契約があつた場合、扶養が夫の妻に對するものであると共に子供の扶養を含み、しかも扶養料判決によつて妻に對するものであるか、子に對するものであるかが明らかでない場合も考えられるのである。私はこうした問題を一應除外して、最も典型的と思われる場合について考えを進めた。扶養の本質を先ず論じ、しかる後に他州扶養料の判決の効力を考えるよりは、現實の必要にせまられ、他州扶養料判決を執行すべきかどうかという問題が結果において、扶養の本質までさかのぼらざるをえないというアプローチをとつてみたのである。従つて、イギリス及びアメリカにおける扶養婚姻の特質については本稿では觸れなかつた。この問題については既に紹介されている文献も見られるが、將來の問題として残してあるのであり、その意味では本稿は不完全といえる。本稿が問題の提出とアプローチの面において役立てばと考へてゐるのである。